

## 第 120 回院内集会

福島原発行動隊は、12月6日富岡町の山本育男町長を講師にお招きして第120回院内集会（オンライン）を下記の通り開催した。「特定復興再生拠点区域」のある福島県自治体の首長に「明日のわがふるさと」につきお話しただくシリーズ講演会の3回目である。

- 日時：12月6日(火曜)午後3時00分-3時45分
- 開催方式オンライン（Zoom）
- テーマ：明日のわがふるさと
- 講師：山本育男富岡町町長

初めに山本町長が、町政の重点について2022年3月に開所した特別養護老人ホーム「桜の園」や子育て支援施設「わんぱくパーク」を挙げて、生活環境の整備に力を入れていると述べた。



冒頭挨拶する山本育男町長

次いで同町総務課課長補佐兼秘書係長の大和田豊一さんが集会資料「東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興への取り組みと現状」（SVCF ホームページ 2022/11/16に掲載）をもとに「令和4年度の重点事業」などにつき説明した。

質疑に移り、令和4年度の重点事業にあげられている「（原発被災/避難生活者の）帰還と移住の促進」に

関連して、須賀川市で避難生活を送る元日本原子力発電株式会社社理事・社長室長の北村俊郎さんが以下の2件を町長に要望した。

- ・政府（内閣府原子力被災者支援チーム）は、「2024年度に除染開始、25年度くらいに避難指示解除」といったことを言い始めているが、われわれは高齢化しており、いちにちも早く帰還できるよう助力して欲しい。
- ・帰還しようとしている地域の生活環境がメガソーラーや高層建築物で破壊されることのないよう、環境保全に努めてもらいたい。

行動隊が同町の復興にどのような協力/支援活動ができるかにつき山本町長が述べたことを以下のように整理して、集会後に大和田係長から送られてきた。

- 特定復興再生拠点区域内の線量測定、除草作業、側溝等の草取り
- バラ園の除草
- 情報発信
  - ・安全性の広報
  - ・町内イベント等の広報
  - ・富岡を知ってもらう、興味を持ってもらう、実際に来てもらうための支援活動
- 町内イベントの支援活動
- 文化、芸術の広がり支援活動

前記の要請に対し以下のように回答した。

山本育男富岡町町長殿

12月6日の集会で、わたくしたち福島原発行動隊が貴富岡町の復興のためご協力できることとして町長がご提案なさったことに、以下の通りお答えいたします。

富岡町の復興支援につながるように、以下をボランティア活動として行う。特に行政と建設業者など営利事業者との間のすき間になっていて手が届きにくいところに力を尽くして行きたい。具体的にどのように進めるかは、社団法人<とみおかプラス>や東京電力の支援チーム等とも協議して決めることとする。

○小良ヶ浜地区や深谷地区などの特定復興再生拠点区域内で、帰還希望者住宅や共同墓地などの線量測定、除草、側溝の草取り等を行う。

○町政に関わる情報発信につき、特に首都圏に居住する町民に対して町内イベント等を広報に努める。

○町内イベントに関わる広報等に関し、マスコミ関係者への橋渡し等で協力する。

○富岡町に帰還/移住する新町民と旧町民とがともに楽しめるような文化、芸術活動を支援する。

福島原発行動隊 安藤 博

### 居住の自由の権利が問われる避難指示解除

安藤 博

東京電力福島第一原子力発電所事故で住む家を追われ生活を破壊された被災/避難生活者が元の家に戻って来られるようにすること（避難指示解除）を求めてこの一年、院内集会、政府（内閣府原子力災害被災者生活支援チーム）への要望書提出、国会質問などが行なわれてきました（後掲の「帰還希望者の要望と政府の対応」参照）。その中で浮き上がりしてきたのは、（少し大げさな言い方をすると）憲法で全ての日本国民に保障されている「居住の自由」と行政執行上の都合で憲法軽視を厭わない日本の官僚政治とのせめぎ合いです。多くが高齢化している被災者のなかには、帰還の目処が立たないまま年を越していかざるを得ないことに対して「政府はわたしが死ぬのを待っているのか」と憤る人もいます。

一年を振り返りつつ 2023 年に向け被災者の帰還実現への道筋を考えてみましょう。

2022 年春から「特定復興再生拠点」（注 1）の避難指示解除が進められています。問題は、解除されないまま取り残される「特定復興再生拠点区域外」です。2021 年 8 月 31 日に政府の原子力災害対策本部・復興推進会議が決めた【拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する基本的方針】は「2020 年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」としています。つまり、長ければこの先さらに 7、8 年も避難生活を続けざるを得ないということです。

後掲の表「帰還希望者の要望と政府の対応」にある通り、2022 年秋ごろから政府は被災/避難生活者等との意見交換会で「24 年度を目途に除染開始、除染終了後避難指示解除」と言い出しています。しかし、自宅の

放射線量が避難指示を受ける必要がないまでに減衰していることを専門業者の測定で確認した上で「今すぐ解除」を主張する人たちにとっては、「2024 年」も無用な先延ばしでしかありません。

解除の要件（注 2）として、解除に先立ち除染をすることが規定されています。しかし、前記のように線量の減衰を確認しているひとのなかには、「除染で土をはぎ取ったり庭の立ち木を切り倒したりして住環境を破壊するのは止めて欲しい」と、除染無しの解除を強く求める人もいます。線量が十分下がっているのを確かめて解除を求めているのであって、そこを除染するのは全く不要なことだということです。

帰還困難区域の設定と解除は一定の広がりをもった「区域」で行なわれてきていますが、自宅周辺の避難

生活者たちが帰還をあきらめて住まいを解体してしまい、それでもあきらめずに孤立状態で個々の家の避難指示解除を待つ人たちもいます。こうした人たちは、ご自分の家の線量測定を早く行なって解除を決めて欲しいと政府に求めています。幸か不幸か、帰還をあきらめずに解除を求める被災者は少なく、「個別の線量測定」の要求はそれほど多くないのです。

「帰還希望者の要望と政府の対応」の末尾に記されている 2022/10/28 の衆議院環境委員会で近藤昭一議員は「原発事故後 10 年余を経た被災地の状況変化を十分に考慮し早期に避難指示（帰還困難区域）の解除を進めるべきではないか」として除染無しの解除や「個々の帰還希望者の要望に応じて当該住宅の線量測定を早急に行なうことができないか」と質しました。しかし、政府側は「2020 年代をかけて・・・」を繰り返して「地域の自治体と十分協議しながら除染を実施することにより、早期に避難指示解除に向けて取り組んでまいりたい」と答えをはぐらかすのみでした。

原発事故後放射能汚染から住民を守るための非常措置として行なった避難指示を、その必要がなくなっているかどうかを確かめもせずに続けて、官僚達は 10 余年前と同じように「住民保護をしている」と心得ているようです。憲法学者のなかには、日本の官僚には「国民を政府が父親のように保護する」というパターンリズム（家父長主義）が働いていて、避難指示についても「居住の自由」を侵害している事についての自覚は希薄であるとしているひともあります。

注 1 特定復興再生拠点とは、福島復興再生特別措置法の改正(2017 年 5 月)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能な地域として設定された。富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の 6 町村で計画が作成され、2024 年春頃から 2023 年春頃の避難指示解除に向け、除染やインフラ整備などが進められている。

注 2 避難指示の解除の 3 要件（2011 年 12 月 23 日 原子力災害対策本部）

①空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること

②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること

③県、市町村、住民との十分な協議が行なわれること（解除に当たっては、地域の実情を十分に考慮する必要があることから、一律の取扱いとはせず、関係するそれぞれの市町村が最も適当と考える時期に、また、同一市町村であっても段階的に解除することも可能とする）。

孤立状態で解除を求める避難生活者に対しては「買い物はできない、病気になっても病院はない、そんなところに帰る事など出来まい」と高をくくっているようです。しかし、あえていえば避難指示を解除されたあとどうするかは、個々の住民の自由です。週末だけ元の家で過ごすといったこともあるでしょう。線量が十分減衰していれば、自宅から追い立てられる謂われはないという主張を無視することは、文字通り憲法違反です。憲法 22 条が保障する「居住の自由」は日本国民の誰（何人）に対してもであって、避難指示/解除の行政手続き上の便宜で「区域」単位の解除しか出来ないというなら、それは官僚のわがままとしか言えません。

“独りぼっち”になってしまった被災者に対する配慮の無さが問題です。“独りぼっち”は、原発事故のもたらしたコミュニティ破壊の結果です。個々の住民の生活ばかりではなくコミュニティを破壊したことこそが、原発事故のもたらした災厄の最たるものであることを、日本の官僚たちは改めて銘記すべきです。

官僚の都合だけで無用に帰還が先延ばしされることのないよう、2023 年に向け、わたしたち行動隊の定款で謳っている活動目的「原発事故の早期収束」の一環として、被災/避難生活者の早期帰還を実現するための活動に努めて行こうと思います。やはり、官僚本意で避難指示が続くことの非を国会質疑で繰り返し追究してもらうことが、さし当り考えられる一番確かな手立てといえそうです。

## 【被災/避難者の要望と政府の対応】

2022/2/16 大熊町、富岡町などの原発事故被災/避難生活者が「放射能汚染線量が減衰していることが確認され『放射線被曝保護』の必要がなくなっている地域については、特定復興再生拠点区域の外であっても、早期に避難指示を解除すること」等4項目の要望書を政府（内閣府原子力災害対策本部）に提出。

2022/3/31 政府は「特定復興再生拠点区域外については、『2020年代をかけて、帰還意向のある住民の方々が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進める』という政府の復興推進会議/原子力災害対策本部合同会合決定(2021/8/31)の「方針」を回答。

2022/4/18 以下を追加要望

○追加要望1（帰還困難区域の早期解除）に関連して

実際に帰還をするのは避難生活者の中の数%に過ぎず、帰還希望に応じて線量測定や除染を行わねばならない家屋の数は限られている。「区域外」を画一的に扱って解除の時期を全体として徒に遅らせることなく、帰還希望者それぞれの地域、環境状況に応じて個々に線量測定等を取り急ぎ行い、帰還区域解除を実施して欲しい。

○追加要望2（帰還困難区域解除までの間の一時帰宅に関わる規制緩和）に関連して

- ・立ち入り可能時間についての規制を緩和する。特に終わりの時間をあと30分延長する（立ち入り時間は9時から16時となっているが、中継基地での手続きがあるので実質は9時30分から15時30分しか帰還困難区域にいられない）。
- ・一時帰宅の年間回数、曜日や祝祭日の制限を無しにする。
- ・バスの立ち入り日にはマイカーは入れないとしている制限を無くす。

2022/5/13 衆議院環境委員会で近藤昭一議員（立憲民主党、愛知3区）が、「要望書」「追加要望」につき質問。

須藤政府参考人答弁。

「帰還困難区域のうち避難指示の解除の見通しが立っていない地域については2020年代をかけて希望する人が帰還できるよう必要な箇所を除染し、解除の取組を進める」という復興推進会議/原子力災害対策本部で決められた方針（2021年8月31日）を述べる。

2022/6/22 須賀川市で被災生活を送る北村俊郎さんが、近藤昭一衆議院議員の秘書苔米地真理さん、行動隊員3人とともに原子力災害現地対策本部（福島市）を訪れ、早期に自宅に戻れるよう避難指示を解除することなど、個々の地域の実情に即した個々の要望を申し入れる。

2022/7/11 上記現地職員との会談で行なわれた「個別の線量測定、除染なしの解除」等の申し入れに対し、内閣府は「2020年代をかけて・・・」というこれまで通りを回答。

2022/10/10 郡山市で行なわれた富岡町の原発事故被災/避難生活者等と内閣府原子力被災者生活支援チームや富岡町との意見交換会で同被災者生活支援チームが提示した資料「富岡町特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた今後の進め方について」に「2022年度、帰還意向確認を実施、23年度に除染範囲の検討、除染の準備、24年度を目途に除染開始、除染終了後避難指示解除をする流れ」を想定していることが記されている。

2022/10/28 衆議院環境委員会で近藤昭一議員が行った「原発事故後10年余を経た被災地の状況変化を十分に考慮し早期に避難指示（帰還困難区域）の解除を進めるべきではないか」との質問に対し、政府（湯本参考人）は「2020年代をかけて…」と、これまで通りを答弁。

////////////////////////////////////

## 【行動隊 2022/12月-2023/1月スケジュール】

### ・ 連絡会議

以下の各金曜日 10:30

12月23日

1月6、13、20、27

### ・ 『SVCF通信』発行

1月31日(火曜)

### ・ 院内集会

1月25日(水曜) 13:30-14:30

吉田 淳大熊町町長

2022/12/24-2023/1/5、事務所閉鎖。